特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山添村は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイル取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山添村長

公表日

平成34年1月27日

[平成31年1月 様式2]

T 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。①予防接種の実施及び接種履歴管理②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答⑤予防接種実費徴収⑥新型インフルエンザの予防接種 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム) 5. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル:	名

新型コロナウイルス予防接種ファイル

2 /	用」	(番号)	カモII	=
υ.		く田つい	レンヤリ	713

番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2項

番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録

法令上の根拠 システムを用いた情報提供・照会のみ)

番号法第19条第6号(ワクチン接種システムVRS上のデータを管理する委託先への提供) 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2,3項、第115の2項 【情報照会】16の2,17,18,19項、第115の2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2、第59条の2 【情報照会】12条の2、12条の3,13条,13条の2、第59条の2	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山添村	総務課	630-2344	奈艮県山辺郡山添村	大字大西1	51番地
-----	-----	-----	----------	-----------	-------	------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先</mark> 山添村 総務	孫課 630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地	
-------------------------	--------------------------------	--

Ⅱ しきい値判断項目

	· III 1771 77 F						
1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	33年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	33年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

しさい 値判断 結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 5書又は全項目評価書において	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワークシスラ	テムを通じた	:入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	クシステムを	通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	ている ている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	
7. 特定個人情報の保管・2	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] i	内部監査 []	外部監査
9. 従業者に対する教育・唇	各発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行ってし 3) 十分に行ってし	ハる

変更箇所

変更箇層		1 11		1-1-1-1	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載 予防接種法及び新型インノルエンサ寺対象特別	提出時期	提出時期に係る説明
平成34年1月27日	「I 関連情報」 「1. 特定個人情報ファイル取り 扱う事務 ②事務の概要」		措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答	事後	
平成34年1月27日	「I 関連情報」 「1. 特定個人情報ファイル取り 扱う事務 ②事務の概要」	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	 新整型インフルエスボタ柔防接種 事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を田いて行る 	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)
平成34年1月27日	「I 関連情報」 「1. 特定個人情報ファイル取り 扱う事務 ③システムの名称」	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)
平成34年1月27日	「I 関連情報」 「3. 個人番号の利用 法令上 の根拠」	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	・番号法第9条第1項 別表第1 10項 ・番号法第9条第1項 別表第1 10項 [新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務] 【特定個人情報の提供の制限】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムVRSを用いた情報提供・照会を行う場合のみ) ・番号法第19条第6号(ワクチン接種システムVRS トのデータを管理する季託生への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)
平成34年1月27日	「I 関連情報」 「4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施 の有無」	実施しない	実施する	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)
平成34年1月27日	「I 関連情報」 「5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠」		新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)
	「IVリスク対策」 「4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託」		十分である	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)
			<u> </u>		•